

名古屋市開発行為の許可等に関する運用基準の一部改正新旧対照表（下線部は改正部分）

改正後	改正前
第 61 の 2 特定流通業務施設 次の各号の<u>すべて</u>に該当するものであること。 (1) 予定建築物の用途及び目的は、次のア及びイに該当すること。 ア 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第 5 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第 2 条第 3 号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第 6 項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同条第 1 項に規定する倉庫であること。 イ 自己業務用であること。 (2) 申請敷地は、名古屋市南西部の市街化調整区域内で、運送用自動車の出入口が幅員 9m 以上の道路に接し、運送用自動車名古屋環状 2 号線富田又は南陽インターチェンジまで幅員 9m 以上の道路を通過してたどり着ける場所であること。 (3) 予定建築物の高さは、10m 以下（国道等の沿道にあっては、15m 以下）であること。<u>ただし、次のア及びイに該当する場合は、10m（国道等の沿道にあっては、15m）の 1.5 倍以下とすることができる。</u> <u>ア 予定建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の 1.5 分の 1 に 5m（国道等の沿道にあっては、7.5m）を加えたもの以下であること。なお、前面</u>	第 61 の 2 特定流通業務施設 次の各号すべてに該当するものであること。 (1) 予定建築物の用途及び目的は、次のア及びイに該当すること。 ア 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第 5 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第 2 条第 3 号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第 6 項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同条第 1 項に規定する倉庫であること。 イ 自己業務用であること。 (2) 申請敷地は、名古屋市南西部の市街化調整区域内で、運送用自動車の出入口が幅員 9m 以上の道路に接し、運送用自動車名古屋環状 2 号線富田又は南陽インターチェンジまで幅員 9m 以上の道路を通過してたどり着ける場所であること。 (3) 予定建築物の高さは、10m 以下（国道等の沿道にあっては、15m 以下）であること。

<u>道路の反対側の境界線又は隣地境界線については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 135 条の 4 第 1 項第 1 号の規定を準用する。</u> <u>イ 出入口等やむを得ない部分を除き、敷地境界線に沿って緑地帯を設けていること。</u> (4) 周辺の土地利用及び環境に悪影響を及ぼさないこと。 (5) 申請敷地に農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域を含まないこと。 (6) 他法令による許認可等が必要な場合は、当該開発行為をしようとする者がその許認可等を得られる見込みがあること。 第 61 の 3 既存工場の敷地の用途変更 (略) 第 61 の 4 予定建築物の高さ <u>この章に規定する予定建築物の高さは、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号による。ただし、第 61 の 2 第 3 号アに規定する高さを算定する場合は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号ロの規定を適用せず、当該高さを算定する場合における地盤面は、建築基準法施行令第 135 条の 4 第 1 項第 2 号の規定を準用する。</u>	(4) 周辺の土地利用及び環境に悪影響を及ぼさないこと。 (5) 申請敷地に農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域を含まないこと。 (6) 他法令による許認可等が必要な場合は、当該開発行為をしようとする者がその許認可等を得られる見込みがあること。 第 61 の 3 既存工場の敷地の用途変更 (略) (新設)
--	---